

急増する特殊詐欺をシャットアウト！

令和4年に県内で発生した特殊詐欺による被害額は約2億8,000万円を超え、急増しています。事例のような電話には要注意です。家族や身近な人と声をかけあって、被害を未然に防ぎましょう。

【事例1】還付金詐欺

市役所職員を名乗る人物から電話がかかってきて「保険料のお金が戻る」「手紙を送ったが、届いていないか?」「手続きの期限は今日まで」「今すぐ、ATMに行ってほしい」「通帳は、どこの銀行を使っているか?」「この後、手続きのことで、銀行から電話が入る」などと言われた。



市役所職員、その他の行政機関の職員が「今すぐ、ATMに行って」というような電話をかけることは、絶対にありません。

【事例2】高齢者施設の入居権詐欺

大手の不動産業者を名乗る人物から電話がかかってきて「あなたに高齢者施設の入居権がある」と言われた。「要らない」と断ると「その権利をほかの人に譲ってほしい」と言われたので、承諾した。

数日後、再度電話があり「入居権の譲渡手続きのため、形だけでも入居を申し込んでほしい。すぐに返金するので、いったん入居手数料を支払ってほしい」と言われた。

このような電話では、相手と話を続けてしまうと、この後、実在する企業、弁護士、警察官などをかたる電話がかかってきて、さまざまな口実でお金を要求されます。



▷特殊詐欺の相手にお金を渡してしまうと、取り戻すのは極めて困難です。
▷このような相手に、あなたや家族の個人情報を伝えることは危険です。早めに電話を切りましょう。

相手の指示に従う前に、五所川原市消費生活センターに相談しましょう！

*市ホームページ(右QR)に、ほかの事例も紹介しています。ぜひご覧ください。

相談先…五所川原市消費生活センター Tel33-1626 または Tel26-5881



五所川原市 相談窓口紹介ネットワーク 連絡先

相談の種類	相談の内容	相談窓口	電話番号・受付時間
消費生活相談	商品・サービスの提供や契約に関する苦情相談、および多重債務に関する相談	五所川原市消費生活センター	Tel33-1626 / Tel26-5881 月～金 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
		消費者ホットライン	局番なし 188(いやや) 月～金 9:00～17:30 土・日・祝 10:00～16:00 (年末年始を除く)
	借金(多重債務)などに関する相談	消費者信用生活協同組合	Tel0120-102-143 月～金 第2・4土曜日 9:00～17:00(祝日を除く)
生活一般相談	日常生活のあらゆる心配ごと	五所川原市社会福祉協議会	Tel39-1212 24時間